

八代河川国道事務所の道路事業に伴う建設発生土の受け入れに関する覚書（案）

国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長を「甲」、〇〇〇〇〇を「乙」として覚書を締結する。

第 1 条 本覚書は、覚書の締結から平成〇〇年〇〇月〇〇日迄とする。

但し、甲のおこなう道路事業の進捗により、締結期間は変更できるものとするが、締結期間を変更する場合は、前年度までに乙へ通知するものとする。

第 2 条 甲は、平成 3 0 年度より乙の所有する〇〇市〇〇町〇〇番地（以下「敷地」という）へ建設発生土の搬入を行うものとする。

2 搬入する建設発生土は、粘性土・砂質土・礫質土・岩砕等々、産業廃棄物及び汚染土壌を含まない全ての土とする。

3 搬入する建設発生土は、概ね〇〇立方メートルを予定しているが、他の公共事業から建設発生土の搬入要請があった場合、他の応募者への搬入が明らかにコスト的に有利な場合、または事業進捗に伴う精査により発生土量が減る場合等、予定土量を搬入出来ないは、予定土量を保証するものではない。

第 3 条 甲は、年度毎の搬入土量及び時期を前年度末までに、乙に通知する。

第 4 条 乙は、本覚書の締結期間内に甲が搬入する建設発生土以外の土砂等を敷地に受入れる場合、あらかじめ甲に通知するとともに産業廃棄物及び汚染土壌等を含む土砂を受入れてはならない。

第 5 条 乙は、建設発生土の搬入開始前までに、敷地の埋立（盛土）に必要な法律、条例等の手続き完了させ、その許可書等の写しを甲に提出するものとする。

2 乙は、建設発生土の搬入開始前までに、敷地内の支障となる物件等の移設解体及び立木の伐採・抜根等を行い発生土の受入れ準備を整えるものとする。

3 乙は、建設発生土の搬入開始前までに、周辺住民・事業所等に対し、埋立（盛土）による建設発生土の受入れを周知し、住民等の理解を得るとともに周知の状況を甲に報告するものとする。

第 6 条 建設発生土搬入に対する住民からの苦情・問い合わせ等については、甲・乙が協力のうえ速やかに対応する。

第 7 条 建設発生土の敷地への運搬・積み卸し（投入）までは、甲が行うものとする。

2 敷地内での建設発生土の運搬車両の誘導は、乙が行うものとする。

3 建設発生土の運搬車両の敷地外への誘導及び車両の清掃施設等の必要が生じた場合は、甲が行うものとする。

4 敷地の埋立（盛土）に必要な建設発生土の敷均し、締め固め及び法面の処理、雨水等の処理は、乙が行うものとする。

5 乙は、甲の建設発生土の搬入計画（敷地の1日当り受入可能土量を勘案し、別途甲が作成）に支障とならないように、敷均し等の敷地内の運営を行わなければならない。

なお、搬入計画に支障をきたすと判断される場合は、第2条3項の予定土量に達していなくても搬入を中止する場合がある。

第8条 甲の建設発生土の搬入計画により、搬入路の拡幅や待避所の設置等搬入路の整備が必要な場合は、甲が整備を行うものとする。

但し、本覚書の締結期間完了後も整備した搬入路を残す場合は、整備に必要な用地は、乙が確保するものとする。

第9条 覚書締結期間及び完了後の敷地の保全対策は、乙において行うものとし、埋立（盛土）に伴って、不都合が生じた場合は、乙が対処するものとする。

第10条 乙は、営利目的や不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等の不正な行為）を得る目的で、建設発生土の利用を行うことは出来ないものとする。

不正な行為が発覚した場合は、警察等関係機関に通報するとともに、建設発生土の搬入を終了する。

第11条 乙は、搬入された建設発生土を覚書締結期間及び完了後も敷地外に運び出さないものとする。

第12条 乙は、覚書締結期間完了後、すみやかに別紙「確認書」を甲に提出するものとする。

（雑則） この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（附則） この覚書は、平成29年〇月〇日から実施する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成29年〇月〇日

（甲）国土交通省 九州地方整備局  
八代河川国道事務所長

（乙）〇〇〇 〇〇〇〇〇

確 認 書

平成29年〇月〇日付け「八代河川国道事務所の道路事業に伴う建設発生土の受け入れに関する覚書」に基づく、当方の所有する土地（〇〇市〇〇町〇〇番地）への建設発生土の搬入が完了したことを確認しました。

今後、搬入された建設発生土を含む土地の維持管理及び隣接所有者等土地に関する調整については、一切の責任を当方が持ちます。

国土交通省 九州地方整備局  
八代河川国道事務所長 殿

(日付) 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
(住所) 〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇  
(氏名) 〇〇 〇〇〇